

令和 8 年度スポーツツーリズム推進事業企画運営業務 に係る企画提案仕様書

1. 委託業務名称

令和 8 年度スポーツツーリズム推進事業企画運営業務

2. 本業務の趣旨・目的

大阪府では、第 3 次大阪府スポーツ推進計画【改訂】（令和 7 年 3 月）において、「成長するスポーツで楽しいまちづくり」を施策の具体的方向性のひとつとして、様々な形のスポーツツーリズムを推進していくこととしています。

このたび、スポーツツーリズム推進の一環として、交流人口の拡大による地域経済の活性化や大阪の都市ブランド力の向上を図ること等を目的に、大阪・関西万博のレガシーを継承した、非日常感のあるスポーツイベントを開催いたします。このスポーツイベントは、府内外から誰もが訪れたいような試合観戦やステージイベントを核として、従来にはなかった特別で新しい「みる」スポーツ体験を提供することにより、賑わいの創出や観光振興、誘客促進を図るものです。

また、大阪府では、令和 4 年 1 月に、府内 16 のトップスポーツチーム連携し、スポーツツーリズムの推進や生涯スポーツの振興を目的に、「大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）」（以下、「コミッション」という。）を設立し、スポーツによる地域活性化に取り組んでいます。本業務では、コミッション並びにスポーツ庁「令和 8 年度スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」等を活用し、トップスポーツチームを活用した試合と、様々な「みる」スポーツ、「する」スポーツの特別な体験を実施することで、スポーツを通じた地域外からの誘客活動と、地域内のスポーツ参加による健康増進を図ります。

なお、本事業は「令和 8 年度一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付事業です。予算が成立しない場合には提案を公募したにとどまり、いかなる効力も発生しませんので、予めご了承ください。

大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）について

大阪府では、スポーツを都市魅力の有力なコンテンツとして活用し、在阪スポーツチームとの連携を基軸に観光や文化などと組み合わせたスポーツツーリズムの推進とともにスポーツを楽しめる機会の提供を通じ、生涯スポーツの振興にも取り組むことで、地域社会・経済の活性化を図るため令和 4 年 1 月に設立。

コミッションの特徴としては、トップスポーツチームの競技種目やホームタウンなどの垣根を超えた連携、チーム・アスリート等の知名度や集客力などを活かした広報プロモーションなどであり、これらを活かし、自治体や民間企業と連携したスポーツイベントを実施している。

<トップスポーツチーム（16 チーム）>

野球	オリックス・バファローズ
サッカー	ガンバ大阪、セレッソ大阪、FC 大阪、スペランツァ大阪
フットサル	シュライカー大阪
バレーボール	日本製鉄堺ブレイザーズ、サントリーサンバーズ大阪、大阪ブルテオン、大阪マーヴェラス
バスケットボール	大阪エヴェッサ
ラグビー	レッドハリケーンズ大阪、花園近鉄ライナーズ
卓球	日本生命レッドエルフ、日本ペイントマレッツ
ハンドボール	大阪ラヴィッツ

（参考：スポーツ大阪（大阪府） <https://sports.pref.osaka.jp/osaka-sports-project/>）

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4. 委託金額の上限額

198,880 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

なお、国庫補助事業の採択状況によっては一部の業務を縮小する場合もある。

5. 業務内容・提案事項等

本業務は、スポーツによる地域活性化や大阪の都市ブランドの向上を図ることを目的に、トップスポーツチームを活用した試合の会場設営及び運営業務、ステージを活用したスポーツイベントの企画・運営業務、それぞれの相互集客方法、来場者の府内周遊を促すコンテンツの開発と運用、府内外における広報・プロモーション等について、企画提案を求めます。

なお、本業務は、地域スポーツコミッションの経営多角化を目的とした、スポーツ庁「令和8年度スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」の活用を予定しており、大阪府が事務局を担うコミッションと密接に連携し、構成チーム等の協力を得ながら取り組んでいくこと。

◆業務内容

- A) トップスポーツチームを活用した試合の会場設営及び試合運営業務
- B) ステージを活用したスポーツイベントの企画・運営業務
- C) スポーツキャラバン（体験イベント）の企画・運営業務
- D) イベントの広報・プロモーション業務
- E) 事務局の運営及びスケジュール作成業務

<全業務共通事項>

- (1) A～C 業務が相互集客をめざし統一されたテーマのもと一貫性のある内容とすること
- (2) 実施するコンテンツや各プログラムにおける出演者等については、事業目的達成のため、予算の範囲内で追加や変更、大阪府等が企画するコンテンツの実施を求めることがある
- (3) 事業全体の集客目標は 60,000 人とする

【業務概要】

A) トップスポーツチームを活用した試合及び会場イベントの企画運営業務

在阪ラグビーチームである花園近鉄ライナーズ及びレッドハリケーンズ大阪並びに府外チーム最大2チームの招聘による試合を実施する（対戦カードは府が決定する）。

また、会場周辺に仮設ステージを設ける他、スポーツ体験エリアやキッチンカー、観光ブース等を設置し、賑わいの創出を図ること。

実施日程：令和8年11月14日（土）

実施会場：花園ラグビー場（東大阪市）

（業務詳細）

- (ア) 当該試合の会場設営及び試合運営を行うこと。試合の運営にあたっては、大阪府と参加するコミッション構成チームと十分に協議のうえ実施すること。

- (イ) 競技実施に係る会場使用料及び試合運営費については、事業費の中から支出すること。
(想定する会場使用料及び試合運営費：約 800 万円)
- (ウ) 来場者満足度の向上のため、映像や音響等を使った特別な演出を行うこと。
- (エ) チームの招聘費については、事業費の中から支出すること。なお、府外チームの 1 チーム当たりの招聘費は国内 500 万、国外 2500 万で想定。(その他在阪チームの交通費及び消耗品等実費負担を想定)。
- (オ) 来場者満足度の向上のためラグビーワールドカップ 2019 ルーム™を使ったイベントを企画すること。
- (カ) 試合会場の賑わい創出のため会場周辺に仮設ステージや飲食エリア、スポーツ体験エリア、大阪府の魅力発信エリア等を設けること。
- (キ) 試合会場内外でライト層や無関心層にもアプローチできるような話題性のある非日常的なオンリーワンコンテンツを実施し、大阪府の魅力を来阪者へ広く発信すること。(例：ハーフタイムショーやギネス記録への挑戦など)
- (ク) 試合会場または試合会場周辺で T1 ラグビーの体験イベントを実施すること。内容については契約後に大阪府及び JRFU との 3 者間で協議を行うこと。(想定する運営費：最大 200 万円)

【提案事項】

- ① 本事業の趣旨を理解し、集客目標を達成できるような話題性（音響や映像、照明等を使った会場演出等）や独創性（オンリーワンコンテンツ）のある取組について提案すること。
- ② 試合会場全体が一体となった特別なイベントとなるコンセプトについて提案をすること。
- ③ 当日の運営体制について実効性及び実現可能性のあるものを提案すること。
- ④ 大阪の都市魅力を発信し、来場者の観戦後の観光や宿泊を誘発するような仕掛けづくりを提案すること。
- ⑤ 会場内外での賑わいが生まれるような会場レイアウトについて提案すること。

【提案事項に対する留意事項】

- ・オンリーワンコンテンツで出演するゲストについては招聘費を 1 グループあたり最大 500 万円程度で想定
- ・席種や料金設定については事業者決定後に協議のうえで決定する
- ・キッチンカーなど営利販売を行うブースについては出店料を徴収し、事業費に充当すること
- ・想定する会場の範囲は第一グラウンド、ウィルチェアスポーツコート、噴水広場、多目的芝生広場とする。

B) ステージを活用したスポーツイベントの企画・運營業務

A 業務と連動し、集客効果の高いアスリート等を招聘したイベントを実施すること。トークショーやステージパフォーマンスのほか、アスリートによる競技の実演や観覧者参加型のコンテンツなど、ここでしか体験できないプログラムを実施することで府内外からの集客を図ること。

実施日程：令和 8 年 11 月 15 日（日）（4 時間程度）

実施会場：大阪市内を想定（提案事項）

(業務詳細)

- (ア) アスリート・著名人などを招聘し、スポーツを見て楽しむことができるコンテンツ（例：トークショー、ステージパフォーマンス、観客参加型コンテンツなど）を企画・運営すること。
- (イ) プログラムの中には大阪の魅力を発信する内容を含むこと。
- (ウ) 企画する内容にふさわしい会場を確保すること（屋内外を問わない）。
- (エ) 会場使用料については事業費から支出すること。
- (オ) 入場料を徴収する場合はチケットの売り上げを当事業の事業費とすること。
- (カ) イベント会場内外で複数のスポーツを体験できるブースを出展すること。
- (キ) A 業務と連携し相互集客をめざすこと。
- (ク) 大阪府内での消費活動の拡大につながるよう観光ツールを用いて来場者の府内周遊促進をおこなうこと。（例：スタンプラリーや、周遊パスなど）

【提案事項】

- ① 本業務の趣旨・目的を理解し、国内外から参加者を惹きつけ、誰もが観覧したくなるような魅力的なキャスティング及びプログラムについて実現可能性をもって提案すること。
- ② 集客方法について目標を達成するよう具体的かつ実現性をもって提案すること。
- ③ A 業務との相互集客について効果的な手法を具体的に提案すること。
- ④ 活用する観光ツールの内容についてその仕組みや効果について具体的に提案すること。

【提案事項に対する留意事項】

- ・屋外の会場を使用する場合は悪天候時の対応についても検討すること。
- ・アスリート・著名人の招聘費用は約 1,000 万円を想定し、30 分以上の出演時間を確保すること。
- ・観光ツールは新たに開発するものの他、既存のものを使用しても問題ありません。

C) スポーツキャラバン（体験イベント）の企画・運営業務

府内各地でスポーツのデモンストレーションや体験イベントを実施することで府民のスポーツ参加機会を創出するほか、本事業の認知拡大を図ること。対象は子どもを中心とし、誰でも参加できる内容とすること。

実施回数：4 回以上

実施会場：少なくとも 2 回以上は大阪市外の府域エリアで実施すること

（大阪市の他、北摂地域、河内地域、泉州地域を想定）

(業務詳細)

- (ア) スポーツキャラバンの企画・運営をおこなうこと。
- (イ) 体験会を活用し A・B 業務の認知拡大を図ること。
- (ウ) 実施会場については発注者と協議の上決定すること。
- (エ) 会場使用料については事業費から支出すること。
- (オ) 体験会の参加費は無料または保険料相当分とする。
- (カ) 体験会の種目は 2 種目以上用意すること。また少なくとも 1 種目はユニバーサルスポーツを含むこと。
- (キ) 将来性を見据え、継続性や展開性のある内容とすること。

【提案事項】

- ①本事業の趣旨・目的を理解し、スポーツの魅力を感じられる内容を提案すること。
- ②スポーツキャラバンの実施体制や集客方法について具体的かつ実現性をもって提案すること。

D) イベントの広報・プロモーション業務

当該事業への集客を促進するプロモーションについて、国内外問わず誘客につながるよう戦略的な広報活動を実施すること。広報活動の開始時にキックオフイベントを実施し、配信を含めた広報周知を行うこと。

(業務詳細)

- (ア) プロモーションで使用する効果的な広報物（ロゴ、ポスター等）など活用媒体や手法について企画・実施すること。なお、デザインは大阪府と協議のうえ決定すること。
- (イ) 実施するプロモーションは、提案内容をもとに大阪府と協議・調整のうえ決定する。その際、予算の範囲内で内容の変更や追加等を求めることがある。
- (ウ) 広報用ホームページの作成、管理運営及び各種告知等の業務を行うこと。（イベント確定情報【開催日時・エリア等】の対外的な露出は、8月頃からと想定。）なお、管理運営業務には、サーバーレンタル料（レンタル期間：約8ヶ月）を含むものとする。また、多言語（言語の種類については発注者と調整）にも対応すること。
- (エ) 関心層やライト層へのリーチを高めるためにインフルエンサー等を用いた情報発信を行うこと。
- (オ) 事業者提案のほか、コミッションの SNS やスポーツ大阪、大阪スポーツナビの活用も視野に入れること。
- (カ) 事業認知の拡大を図るため、キックオフイベントやプレイイベントを実施すること。

【提案事項】

- ①本事業の趣旨を十分に理解したうえで、広報戦略の内容、手法等（媒体、時期）について具体的に提案すること。
- ②関心層やライト層への効果的なリーチが期待できるインフルエンサー等を活用した情報発信策について提案すること。
- ③キックオフイベントやプレイイベントはメインイベントの機運醸成や事業認知の拡大が期待できる内容を具体的に提案すること。

【提案事項に対する留意事項】

・ロゴ、ポスター等のデザインは契約後の作業となります。提案時には必要ありません。

E) 事務局の運営及びスケジュール作成業務

本業務を円滑に実施するにあたり、計画的にかつ効率的に実施できる体制を構築し、スケジュールを示すこと。また、本件委託業務を運営するために、詳細なスケジュールを示した業務運営計画を作成し、業務開始時までに発注者に提出すること。

同種又は類似業務の実績がある場合は、過去（5年以内）の実績について示すこと。なお、ここでいう同種又は類似業務とは、スポーツ関連の啓発及び啓発イベントの企画運営又はメディア製作に関する業務とする。

本業務を実施するにあたり、事務局の運営体制を整備し、出演者や出展団体等との調整、

来場者等からの問い合わせ対応、本イベントの企画・調整等を総合的に行う事務局を運営すること。

(業務詳細)

(ア) 本業務の実施にあたり、以下のマニュアル等、必要資料を作成すること。

- ①関係者説明会に要する資料
- ②プログラム等の進行に要する資料
- ③制作、設営物に要する資料
- ④搬入出、設営撤去マニュアル
- ⑤危機管理対応マニュアル
- ⑥その他、発注者が必要と認める資料

(イ) イベント当日の記録写真・映像資料を作成し、イベント終了後に発注者に納品すること。

(ウ) イベント来場者を対象としたアンケート調査票の作成・実施・集計を行い、報告書に記載すること。(アンケートの回収目標数は発注者と協議の上決定する)

(エ) 来場者数(観光ツール利用者含む)をカウントすること。カウント方法は現場の状況に応じた合理的かつ効率的な方法を採用することとし、事前に発注者と調整すること。

(オ) 会場設営及び搬入出に係る業務については以下の点に留意して行うこと。

①搬入出・設営計画の策定及び実施

- ・設営撤去を安全にかつ時間内に完了させるための方策につき十分検討するとともに、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制についても検討すること。
- ・事業開始、終了、搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討すること。
- ・荒天などによりイベント当日又は事前に中止を決定する必要がある場合、その判断基準、対策について検討すること。
- ・ゴミ収集計画を検討すること。
- ・会場設営等について、誰もが参加しやすいバリアフリーの対応をすること。

②ブース等の設営・撤去、運営等

- ・提案事業として実施するコンテンツに必要なテントの設営及び電源などの機器の設置及び運営を行うこと。なお、それらのブースにおいては、運営に必要な資材(運営スタッフ含む)等についても準備すること。

③スポーツ体験を実施する際は救護所を設置、体制等については看護師または救急救命士を1名以上配置したうえ、必要な備品(救急箱やAED、その他看護師等の指示により救護対応必要と認められるもの)を備えること。救護にあたった場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を提出すること。

④会場内のゴミ処理については、施設管理者と事前に協議のうえ、対応すること。

⑤イベント保険、スポーツ保険に加入すること。

(カ) 警備計画の作成、実施については以下の点に留意して行うこと

- ①来場者の安全を最優先に、各プログラムの運営に支障のない警備計画を作成し、その計画に基づき警備を実施すること。
- ②会場における適切な交通誘導及び必要な警備員の配置計画及び安全対策を策定すること。

③関係機関との連絡調整及び協議は原則として発注者が行うが、必要に応じ協議の場に同席し発言すること。

(キ) イベント当日の電話対応について問い合わせ窓口となる臨時電話の設置・対応をすること。

(ク) 警察署、消防署、近隣住民・企業等、関係機関との連絡調整は、発注者指示のもと、状況に応じて受注者が行うこと。

【提案事項】

①業務全体の運営体制について提案すること。

(体制図などを作成する際は、各担当者の実績を記載すること)

②業務を円滑に遂行できる全体スケジュールについて提案すること。

③業務を円滑に遂行するための事業管理方法について具体的に提案すること。

④本業務の目的を踏まえ、事業実施における具体的な事業効果を提案すること。

⑤本業務実施後の展開性及び事業の持続可能性（本業務を実施することにより、翌年度以降にどのような影響や波及効果が見込まれるか等）について具体的に提案すること。

※ 広報、コンテンツの充実につながる協賛等の獲得に努めること。

(協賛の獲得にあたっては、セールスシートを作成し、大阪府に提出、共有すること。)

なお、協賛等にあたり、必要に応じて協賛者と協議、調整を行うこと。なお、協賛により得られた資金や物品については、委託料に加えて、本事業にのみ使用すること。

6. 委託事業の一般原則

(1) 事業の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

(2) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属するものとする。

(3) 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。

7. 委託事業の実施状況の報告

(1) 受託者は契約締結後、随時委託事業の実施状況を大阪府に報告すること。

(詳細は大阪府と協議する。)

(2) 受託者は臨時の事業実施状況等報告の求めに対し、協力すること。

8. 経費の取り扱い

(1) 本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。

(2) 委託経費については以下のとおりとする。

(ア) 対象経費

人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費（10%を上限とする。）を委託費として支出する。

(イ) 以下の経費は対象としない。

・契約期間外に使用した経費

・国や地方公共団体から同一事業に対して補助金、委託費等が支給されている場合の事業費

・営利のみを目的とした経費

- ・委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費
- ・親睦を深めるための交際経費
- ・その他本業務と無関係と思われる経費
- ・再委託費

(3) 経費のうち、一般管理費については、業務を行うに必要な経費であり、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内で認める。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{事業費}) \times \text{一般管理費率}$$

※ 一般管理費率は、受託者の内部規定などで定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、10%を超えることはできない。

(4) 大阪府は、再委託先が委託要項又は委託契約書に違反したとき、または本業務の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

(5) 上記による額の確定後、大阪府は委託先に確定した額の委託費を支払うものとする。

9.財産取得

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。また、物品等で業務終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。

※ パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

10.書類の保存

全ての証拠書類は業務終了後、翌年度 4 月 1 日から起算して 10 年間保存しなければならない。

11. 業務完了後、大阪府へ提出するもの

受託者は、業務終了後、業務完了報告書、委託経費決算書及び成果物等の電子データ（最終版）を大阪府に提出すること。（詳細は大阪府と協議する。）

12. 権利義務の帰属

(1) 成果品の帰属等

- ・本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。
- ・成果品については、本業務終了後も大阪府ホームページ（スポーツ大阪）やコミッションが持つ SNS アカウント等においてに掲載する。

(2) 特許権、著作権等

- ・委託業務の実施に伴って生じた作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の特許権、著作権その他の権利の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作権人格権を行使しない。
- ・本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。
- ・受注者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責任において、必要な措置を講じなければならない。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託先は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

13. 精算

- (1) 本業務に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
- (2) 大阪府は、委託期間中、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (3) 業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。
なお、企業等からの収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (4) 大阪府は、収支精算書と各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりも事業費の実績が下回った場合は減額・返還を求めるとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。

14. その他

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 業務開始時までに業務実施計画書（業務スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- (3) 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (4) 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (5) 契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (6) 個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。
なお、個人情報保護の観点から受託者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。
◀同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置▶
 - ・業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。
 - ・受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。
- (7) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- (8) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。